

イノシシ被害防止対策助成金について

市では、イノシシによる農作物等への被害を軽減するとともに、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、令和3年11月15日から令和4年3月31日の期間(狩猟期間)において市内のイノシシを捕獲した方に対して助成金を交付します。

- 交付対象者** 市内に住所を有し、市税等の滞納のない方を対象とします。
- 申請期間** 令和3年11月15日～令和4年3月31日
- 助成金の額【市内で捕獲されたイノシシ(1頭当たり)】**

対象イノシシ	体重	助成額
成獣	60kg未満	10,000円
	60kg以上※	15,000円
幼獣	-	3,000円

※60kg以上が確認できる写真または書類が必要

○申請方法

イノシシ被害防止対策助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1)イノシシ捕獲票(様式第2号)
- (2)捕獲実績が確認できる写真
(捕獲したイノシシ、捕獲者・捕獲日・捕獲場所を記載した黑板等が写っているもの)
- (3)捕獲したイノシシの尾(1尾ごとに袋へ入れてください)

※狩猟期間においてイノシシを捕獲するには、狩猟免許と茨城県狩猟者登録が必要となります。

- 問 本庁** 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

友好都市交流事業助成金について

市では、友好都市協定を締結した市区町村等との市民交流を促進し、地域の活性化と友好都市相互の発展に資するため、市民で構成する団体が行う交流事業に対して、経費の一部を助成しています。

※現在の友好都市は、秋田県大館市と宮城県蔵王町です。

○助成対象事業

- (1)教育、歴史、文化、スポーツ等による親善交流事業
- (2)地域産業、特産品等の振興に資する産業交流事業

○交付対象費用

自動車借上料(個人車両の借上げを除く)、有料道路使用料、燃料費、鉄道・バスその他の公共交通機関利用料、宿泊料

○助成金の額

助成金の額は、交付対象費用の2分の1(宿泊料は、3分の1)とし、30万円を限度とします。

<参考>これまで助成を行った事業の紹介

【長倉区民交流会】(平成29年度)

本市長倉区と歴史的なゆかりのある大館市長倉町内会との交流。

【両市商工事業者同士の民間交流】(平成30年度)

部垂(へたれ)という地名をきっかけに、商工業者同士が交流。

【大館市視察研修】(平成30年度)

小場城跡地の保存活動をしている小場区小場城跡保存隊により、大館市の文化財を視察し交流。

※対象団体や交付要件等について、詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、交付要件に満たない場合は助成対象とならない場合がありますのでご了承ください。



大館市(秋田犬の里)



蔵王町(樹氷)

- 問 本庁** 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線122